

COVID-19におけるシンガポール政府の対策

2020年4月16日

WAttention シンガポールより

新型コロナウイルス（COVID-19）についてのシンガポール政府の対応は迅速かつ徹底しており、国民にとって安心できるものでした。例えば、検温の徹底、渡航履歴の申告、ショッピングモール内に複数力所設置された消毒液等、生活圏内で目に見える対策が次々と行われたことで多くの人が安心とともに政府に対する信頼を感じたことでしょう。

食料品やトイレットペーパーなどの生活必需品の買い占めにも、翌日にはリー・シェンロン首相が政府の対策や国民が採るべき行動を述べた上で、食料品の物流に問題はないと断言しました。また、シンガポール政府が所有する投資会社（Sovereign Wealth Fund）であるTamasekホールディングスやシンガポール軍による各世帯へマスクの供給や消毒液の配布は、需要があるにも関わらず店頭で品薄状態が続いたことへの対応であり、国民を一番に考え、感染の拡大防止を図ったものでした。こうしたリーダーシップや行動力は、シンガポールという小さな国土で、人口密度が高い国だからこそできる対策だったと言えます。

水際対策としては、中国本土からの入国制限は他国に遅れたものの、海外からの渡航者や帰国者、また感染者との濃厚接触者は一定期間の自宅待機（Stay-Home-Notice）が行われ、それを破ることで罰金や永住権の剥奪といった厳しい措置が取られました。

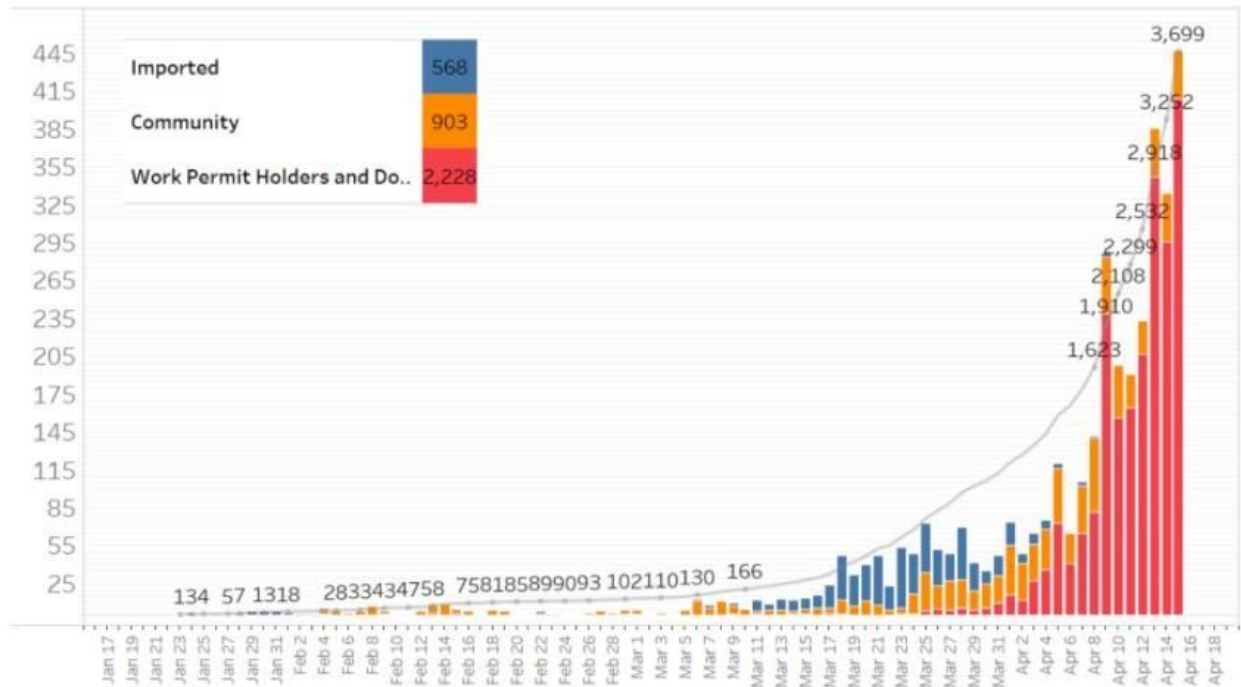
さらに、4月7日からは人との接触を避けるための“CIRCUIT BREAKER” 期間に入りました。スーパーや薬局、レストランのデリバリーサービスなど生活に不可欠なサービス（Essential services）以外はオフィスを閉鎖し、自宅からテレコミュニケーションによって業務を行います。外出が許されるのは、スーパーへ行くときや近所の散歩、オープンエアでの運動など。レストランは持ち帰りかデリバリーに限られます。また、一時は「感染予防にマスクは必要ない」としていた政府でしたが、感染経路が不明な感染者数が増えたことで「その時期は過ぎた」として、外出時にマスクを着用するよう大きく方向転換しました。

厳しい措置を講じる一方、雇用主がシンガポール国民に給料を払えるよう月給の25～75%を補助するなど、救済措置をすぐに発表したのも印象的でした。

しかし、残念なことに4月に入ったころから外国人労働者の寮で感染が爆発的に増加し（※グラフ参照）、4月15日の新たな感染者数は400人を超え、全体の感染者数は3,699人に上ります（そのうち652人は回復、死亡者数は10人）。CIRCUIT BREAKERのスタートにより、企業で働く労働者の8割は自宅勤務を行い、外出する人も平日で3-4割、週末で2-3割に減少しています。一層のCOVID-19封じ込めのためにシンガポール政府は外出時のマスク着用を義務付け、違反者には罰金（初回は\$300=約¥22,000）を課すなど、規制を一層強化しています。

CIRCUIT BREAKERの期間は5月4日まで。一日も早い終息が期待されています。

Figure 1.2: Epidemic Curve of the COVID-19 Outbreak by Press Release Date



出典：Ministry of Healthホームページ / Situation Report (<https://www.moh.gov.sg/covid-19/situation-report>)

シンガポール政府が発表した具体的な政策は、以下の表のとおり

日付	発表内容
1月23日	シンガポールに帰国後2週間は体調をモニターするよう呼びかける。
1月27日	中国（メインランド）に不必要な旅行を延期するよう発表。 また、中国からシンガポールに帰還したヘルスケアに携わる職員は、各自の施設に渡航歴を報告し、14日間のLeave of Absence（以下、LOA※）を取らなければいけない。 ※LOA：外出の自粛。日用品の買い出しや外食は許可される。
1月28日	2月1日より過去14日以内に中国に渡航歴がある人は、シンガポールへの入国・トランジットを禁ずる。 ・PRCパスポート保持者への新しいVisaの発行を停止。また、対象者へのVisa-freeトランジットを停止。 ・短期滞在者とmultiple-visitを保持しているPRCパスポートでのシンガポール入国を禁止。 また14日間のLOAの追加対象者（過去14日以内に中国に渡航歴があるシンガポール人・PR、長期パス保持者）を発表

<p>1月30日</p>	<p>マスクの需要が高まっていることを受け、シンガポール人世帯、約130に対して1世帯当たり4枚のマスクを配る計画を明らかに。またマスクの販売において不当な業者に対し、最大2万シンガポールドルの罰金を科す。</p>  <p>(写真：2月2日・14日撮影)</p>
<p>1月31日</p>	<p>地元紙ストレート・タイムズの1面で、健康な人はマスクの着用は不要と発信。</p>
<p>2月7日</p>	<p>DORSCON（感染症警戒レベル）を上から2番目のオレンジへ引き上げ、大規模イベント開催の自粛、職場での検温・在宅勤務などの実施、教育機関などで感染予防策を取るよう公表。これを受け、国内で食品を買い占める行動が相次ぐ。</p>  <p>(写真：2月7日・8日撮影)</p>
<p>2月8日</p>	<p>リー・シェンロン首相は7日の騒動を受け動画スピーチを公開。政府の対策や国民が採るべき行動を具体的に説明。不用意にパニックにならないよう呼びかける。</p>

2月17日	<p>2月18日より、過去14日間以内に中国への渡航歴がある国民、永住者（PR）、外国人在住者に対し、帰国後Stay-Home Notice（以下、SHN）という14日間の自宅待機を義務付ける。このSHNとはLOAに比べ厳粛であり、外出を完全に禁ずるものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ SHNの際、補助が必要な場合は下記にて得られる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ シンガポール人、PR、長期パス保持者の人はPeople's associationより得られる ・ 生徒は学校や教育省より得られる。 ・ Workパス保持者は雇用主や労働省より得られる。 <p>これに違反するものは感染症21A項に従い、ペナルティーが課される（Visaの剥奪、本国に送還される）。</p>
2月25日	<p>過去14日以内に韓国へ渡航歴があるものはシンガポールへの入国を禁ずると発表。また、不要な渡航を避けるように呼びかける。</p>
3月3日	<p>3月4日よりイラン、北イタリア、日本、韓国への不要な渡航を避けるようシンガポール人に忠告。また、外務省はイランへの渡航・イランに継続して滞在するのは反対の意思を示す。また、過去14日以内にイラン、北イタリア、韓国に渡航歴があるものはシンガポールへの入国・トランジットを禁ずる。</p> <p>イランパスポート保持者へのVisaの発行を停止。また、同対象者の短期滞在者とmultiple-visitパスを保持しているものはシンガポールへの入国を禁ずる。</p> <p>また、追加で14日間のSHNが対象となる人を発表。 A) 過去14日以内にイラン、北イタリア、韓国に渡航歴があるシンガポール人・PR B) 過去14日以内にイラン、北イタリア、韓国に渡航歴がある長期パス保持者 テストを拒んだ人はシンガポールへの入国を禁止し、Visaの剥奪、起訴される。</p>
3月10日	<p>年配の人がリスク難いことを受け、彼らに向けたSocial Distanceを新しく発表。年配の人を中心とした活動を14日間、3月11日から24日まで停止とする。 Social responsibleが鍵だと発表。シンガポール内での感染は、体調が悪いのにも関わらず、イベントや活動に参加したことによると公明する。</p>

<p>3月13日</p>	<p>WHO（世界保健機関）はCOVID-19のパンデミックを公表。</p> <p>—渡航— イタリア、フランス、スペイン、ドイツへの不要な渡航を避けるようシンガポール人に忠告。 ・ Covid-19の感染が確認されている国への渡航は注意深く行うように忠告。 また、3月15日より、過去14日以内にイタリア、フランス、スペイン、ドイツに渡航歴があるものはシンガポールへの入国・トランジットを禁ずると発表。 ・ 上記の国から帰還したシンガポール人、PR・長期パス保持者はSHNの対象となる。</p> <p>—公共の場、イベントや集まり（宗教的、私的を含む）— 大規模イベント（250人以上）は停止もしくは延期を忠告する。 宗教の集まり、娯楽施設や観光スポット（カジノ、映画館、テーマパーク、博物館、美術館等）、個人の集まりで250人を超える場合は一度に受け入れる来客数を制限することを忠告。 ・ 空調管理を徹底、人と人の間隔を1m以上開けること、握手を避ける ・ 検温し、体調が悪い人は帰宅するように指示 室内施設があるスポーツセンター（ジム、私立の学校・塾）では、間隔を開けること、衛生管理、頻繁に掃除の徹底。</p> <p>—職場— 雇用主は、社員が人と人との関わりを避けるよう配慮すること。例：リモートワーク、ビデオカウンセリング、出勤の時間をずらす、会議室でのスペースを空けること。</p>
<p>3月15日</p>	<p>SHNの対象となる基準を拡大。 過去14日以内にASEAN加盟国、日本、スイス、UKに渡航歴があるすべての旅行者（シンガポール居住者、長期パス保持者、短期滞在者を含む）が対象となり、この期間の滞在証明を提示すること。 また、全ての短期滞在者でASEAN諸国国籍の人は、シンガポールに入国する前に自分の健康について、各国のSingapore Overseas Missionに渡航前に申請すること。これによりシンガポールのMOHにより許可があり、入国管理局が検証する。この許可を持たない限り入国ができない。 ・ 全ての不要な旅行を延期するよう忠告。これは30日間とする。</p>
<p>3月17日</p>	<p>Tamasekホールディングスが全世帯約130世帯に対して1世帯当たり500mlのノンアルコール消毒液を配る計画を発表。</p> <div data-bbox="360 1458 684 1908" data-label="Image"> </div> <p>(写真：3月23日撮影)</p>

3月18日	<p>SHNの対象となる基準をさらに拡大。 3月20日21:59以降、海外から帰国あるいは入国した全てのシンガポール人、PR、長期パス保持者、短期滞在者は14日間のSHNが義務付けられる。</p>
3月20日	<p>公共の場（飲食店・娯楽施設等）にて新しく感染予防の政策を公表。</p> <p>—イベントや集まり（宗教的、私的を含む）—</p> <p>一度に250人以上参加する全てのイベントや集まりは3月20日から6月30日まで停止とする。それ以下の集まりやイベントでは、必要な予防策を取る必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人と人の間隔を1mあける。 ・空調管理を行い、他人との接触を減らす。 ・検温を行い体調が悪い人は帰宅するように指示する。 <p>—公共の場—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列に並ぶ時は1mの間隔を空けること、店のスタッフとの接触は最低限にすること。 ・飲食店は机や椅子を1m空け、マークをすること。家族等は一緒に座れるが、他人との間隔は保持すること。 ・娯楽施設や観光スポット（カジノ、映画館、テーマパーク、博物館、美術館等）は1mの間隔を空けること。 <p>—職場—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社員と社員の関わりを減らす。ビデオカンファレンス等を導入し、物理的に人と会わないようにすること。 ・上記が難しい場合は、出勤の時間をずらす、なるべく人との関わりを減らす、イベント等を延期すること。 <p>—心臓病や糖尿病持ちの年配の人—</p> <p>年配の人を中心としたイベントやコミュニティークラブは2週間の停止。 上記の期間は14日追加延長（4月7日まで）とする。主催者は、3月22日から4月7日までの運動を要する活動を停止。 歌や調理、運動はオンラインを用いて、他の人との接触を避けること。</p> <div data-bbox="359 1160 1337 1579" data-label="Image"> </div> <p>（写真：3月24日撮影）</p>
3月22日	<p>今までの政策を実行していたにも関わらず、過去3日間で約80%の感染は国内であることが判明。これにより以下の政策を発表する。 3月23日より、全ての短期滞在者シンガポールへの入国を禁ずる。労働省は、ヘルスケアや交通機関に勤めるWorkパス保持者のみ入国を許可すると公表。</p>

3月24日	<p>追加発表 飲み屋やバー、娯楽施設（映画館、カラオケ屋、クラブ等）の閉鎖。 ショッピングモールや博物館は営業を続けることができるが以下の条件下とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来場者数の軽減。1人につき16m²とする。 ・室内室外を含め、1度に集まれるグループは10人以下とする。 ・1mの間隔を空けること。予約はデジタルで行う等来客数を最低限に抑える。 ・塾や習い事の授業を閉鎖。 ・宗教関係の集まりを閉鎖。個人的な集まりは10人以下で行うこと。 ・大規模な集まり（カンファレンス、祭り、コンサート等）は延期または中止。
4月3日	<p>国内感染が拡大していくことを懸念し、CIRCUIT BREAKERとして以下を発表。 4月7日より5月4日まで</p> <p>—公共の場—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての飲食店はテイクアウトか配達のための営業とする。 ・日用品店（スーパーや薬剤店）以外は閉鎖。 ・必要不可欠なサービス（金融、医療、水、電力）は通常通り。また、ランドリー、交通機関も通常通り。美容院はカットのみ可。 ・全ての娯楽施設（アトラクション、博物館、プール、ジム等）は閉鎖とする。 <p>—職場—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働省は全ての会社において在宅勤務や遠隔でのやり取りを行なうこと。取り締まりを行い、違反している会社は一定の期間で会社を封鎖される。 ・上記に加え、4月7日から5月4日まで中断とする。 <p>—学校—</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月8日から5月4日まで全ての学校は自宅からの授業とする。 <p>国内感染やWHOの発表により、マスクの着用を強く勧める。 外出は極力減らし、健康・衛生管理を徹底することを呼びかける。 体調が悪い場合や、風邪気味の際はすぐに医師の診察を受けるように勧める。</p> <p>繰り返し使えるマスクを全国民1枚ずつ配ることを発表 * 写真参照</p>
4月15日	<p>CIRCUIT BREAKERを更新。措置を強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・外出時のマスク着用の義務化（違反者は罰金初回\$300/2回目以降は増額され、起訴もありうる） ・営業継続を許可した事業所を絞り、人の移動を最小限に抑える

写真：4月5日・8日・12日撮影



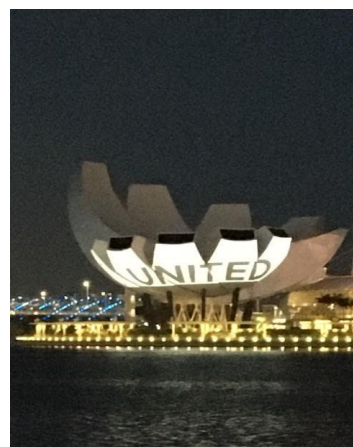
閉鎖されたフードコート



1人に1つずつ配布されたマスク



ビーチの遊歩道や公園の遊具も閉鎖



普段は人であふれる観光スポットは静まり返り、夜は光のショーに代わって“UNITED”の文字